
はじめに

介護福祉のめざすものは、日常生活を営むのに支障がある人に対する生活支援です。日常生活で支援を必要とする人は、人間としての尊厳が守られていると感じることができない状況（思い）におかれています（本テキスト第1章第1節「手記」）。介護福祉士は専門職として、否応なしにこの人間の「尊厳」に向かいあわざるをえません。

ですが、この「尊厳」という言葉は、とらえにくく、説明しにくいものです。その理由は、「尊厳」とは、介護者と要介護者との相互関係の、実際にやり取りするなかで実体化されるものだからです。前述の「手記」でも、尊厳は、「生まれながらにあり、死ぬまで変わることなくあり続けるもの」と、抽象的に理解するのではなく、介護場面で、「人と人とのかかわりを通じてたえず築き上げ直すもの」と理解してほしいと語られています。

介護保険法第1条には、その目的として「要介護状態にあるものが尊厳を保持し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる」こととあります。介護福祉士は、この目的を遂行するために、要介護状態を的確に把握し、要介護者とのやりとりの中で、できることの可能性をみきわめて、その人なりの「自立」をさぐり、要介護者とともに、よりよい生活をたえず築きあげていけるような取り組みが求められています。このような過程のなかで、要介護者は「尊厳」を実感し、納得することが可能となるからです。同時に、そこには介護福祉士としての尊厳も保障されるような労働環境が整備されていることが必要になります。なぜなら、「尊厳」とは双方向の関わりのなかで実現されるものだからです。

テキストの前半では、まず人間の多面性を理解し、次に要介護者との相互関係の特徴と尊厳、自立を基軸にした関わりの基本を学びます。後半では、現代社会における家族の特徴、変貌する地域社会について理解を深め、さらに、社会保障制度、介護保険法や障害者総合支援法、介護実践に関わる諸制度について学ぶ、という構成になっています。

介護福祉士として働くうえで、現代社会や介護福祉制度を学ぶことの意味は、なにより、サービスの提供のしくみや利用できる諸制度などの要介護者を取りまく状況を理解する点にあります。そして、そのことは、専門職としての意識を向上させ、自らの仕事を意味のあるものとするために、無くてはならないものだからです。